

ドイツ法における生命保険の剰余金配当と持株会社への利益 移転契約

—保険会社の「安全の必要性」に関して

Die Überschußbeteiligung in Lebensversicherung und Der Gewinnabführungsvertrag in AktG

—Der Sicherungsbedarf der Versicherungsunternehmen

清水 耕一 (Shimizu Koichi) (神奈川大学教授)

目次

1. はじめに
2. 連邦通常裁判所(BGH)2021 年 1 月 20 日判決
3. 2014 年生命保険改正法(LVRG)について
- 3.1. 被保険者団体の見解について
- 3.2. LVRG 見直しに対する若干の考察
4. 結びにかえて

1. はじめに

保険では、収支相等原則であるにもかかわらず、保険料の水準は、長期の保険給付を可能にするために、低い予定利率を含めて、安全を見込んで高めに設定されており、事後的に剰余が出た場合に保険契約者に払い戻す方式が取られることが少なくなる。日本の保険株式会社では、損益計算を経て利益(剰余)が計算され、生命保険事業から発生した利益(剰余)は、株主に対して分配されるとともに、保険契約者に配当として還元され、また、保険事業継続に必要な内部留保にも配分される。保険契約者に対する有配当保険契約に基づく剰余の払戻しは、「契約者配当」といわれ、「公正かつ衡平な分配をするための基準として内閣府令で定める基準に従い、行わなければならない。」と定められている(保険業法 114 条 1 項)¹。保険業法施行規則 62 条では契

¹ 基本的には、保険会社の収益に対する保険契約者集団ごとの貢献度合いに応じた分配を意味し、集団間での内部補助を認めない。社員と保険契約者が一致している保険相互会社に

約者配当の計算方法が定められているが²、剰余金は、保険会社の裁量による会計上の利益の評価と判断に基づき、法律、アクチュアリーさらには財務上の問題が相互に密接に関連し合うプロセスを経て配当される³。従って、剰余について、どの程度、株主に分配されるのか、内部に留保されるのか、個々の契約についてどのように算出されるのかなど明らかではないので、保険会社には、剰余金配当(相互会社の剰余金配当と株式会社の契約者配当を総称して、本稿では、「剰余金配当」という。)について大きな裁量(保険契約者集団保護のため大きな保障規定)がある⁴。

また、日本の保険(契約)法では、剰余金に対する配当請求は、保険契約者の権利として規定されていないこともあるのか、保険契約者が有配当生命保険からより多くの剰余金配当を請求するといった動きはみられない。保険会社の財務上の安定性を確保するための危険準備金や価格変動準備金の規制に対して、その是非を問うということもない。

これに対して、ドイツでは、保険監督法の規定のみならず、保険契約法にも剰余金配当に関する規定があるとともに、被保険者団体が、長年にわたって、より多くの剰余金配当を請求してきた。そして、保険会社の長期の保険契約の履行確保のために規制された、評価準備金からの配当規制をめぐる、たびたび訴訟が提起されてきた⁵。

おける社員に対する剰余金の分配も、同様の基準によって行われる(保険業法 55 条の 2 第 1 項)。

² 剰余金配当の算出方法として、保険会社は以下の方法を選択できる。①保険契約者が支払った保険料及び保険料として収受した金銭を運用することによって得られる収益から、保険金、返戻金その他の給付金の支払、事業費の支出その他の費用等を控除した金額に応じて分配する方法、②契約者配当の対象となる金額をその発生の原因ごとに把握し、それぞれ各保険契約の責任準備金、保険金その他の基準となる金額に応じて計算し、その合計額を分配する方法、③契約者配当の対象となる金額を保険期間等により把握し、各保険契約の責任準備金その他の基準となる金額に応じて計算した金額を分配する方法、④その他前三号に掲げる方法に準ずる方法がある。しかも、相互会社における社員配当準備金等の積立割合は、引き下げられて剰余金合処分の対象額の 20% 以上という緩やかな基準になっている。株式会社は、契約者配当に充てるために積み立てる準備金である「契約者配当準備金」(保険業法施行規則 64 条 1 項)は、負債に計上されるので、支払が確定したものでなければならない。①積立配当の額、②未払配当の額、③全件消滅時配当の額、④その他準ずる額、の合計額を超えて契約者配当準備金への繰り入れをしてはならない(保険業法施行規則 64 条 2 項)。参考、安居孝啓『最新保険業法の解説』(改訂 3 版)(2016 年)203 頁、417 頁(大成出版社)。

³ Christoph Brömmelmeyer, in FS für Hans-Peter Schwintowski(2017), S.52.

⁴ 例えば、保険相互会社の場合、剰余の積立割合については、超低金利状況の継続による運用環境の悪化等を背景として、長期的な経営の健全性確保の観点から更なる内部留保の充実を図るために剰余の 20% 以上とされている。従来よりも引き下げられた割合である(保険業法 55 条の 2 第 3 項、保険業法施行規則 30 条の 6。参照、平成 14 年内閣府令 8 号)。

⁵ BGH2021 年 1 月 20 日は、評価準備金からの配当に関する BVerfG2005 年 7 月 26 日判決(BVerfGE 114,73 = NJW 2005,2376)以来、評価準備金からの配当に関する 4 度目の BGH 判決である。最初の判決(BGH 2015 年 2 月 11 日, NJW 2015,2809)に対する LVRG の憲法上の不服申し立ては認められなかった(BVerfG 2017 年 2 月 17 日, NJW 2017,1593 = r+s 2017,255)。次の BGH2016 年 6 月 1 日判決では、再び憲法の審査-LVRG の見直し-が争点となった(NJOZ 2016,1844 = VersR 2016,1236)。2008 年の保険契約法(VVG)改正で生じた評価準備金からの

なかでも、剰余金の原資となる会計上の利益に対して、保険契約者と株主とは競合する利害関係者である。さらに、株主が持株会社である場合には、保険契約者の利益と株主自身の利益との相反関係が生じる。わが国の持株会社は傘下の生命保険株式会社の株式の100パーセントを保有し、その配当収入で基本的に運営しているようであるが、子会社の保険契約者に利益をどのような判断のもとに配分しているのかは不明である。

この点、ドイツ連邦通常裁判所(BGH)2021年1月20日判決は、2014年生命保険改正法(LVRG)⁶の合憲性を前提として、持株会社への利益移転契約に基づく利益移転が、株主配当とは異なり、保険契約者への剰余金配当とは競合しないと判断した。

本稿では、この判決を通して、保険契約者と株主との競合関係のあり方と保険会社の長期の契約の履行可能性の確保のための「安全の必要性」は、どこまで求められるのであろうかという問題を検討する。

2. 連邦通常裁判所(BGH)2021年1月20日判決⁷

【判示事項】

一 利益移転契約に基づく利益の移転は、旧保険監督法(VAG)56a条2項3文(現VAG139条2項3文)による会計上の利益の配当禁止には該当しない。

『旧保険監督法(VAG)56a条2項3文(現VAG139条2項3文)』:会計上の利益は、LVRGに基づく「安全の必要性」に関する規律に従って、その基準を上回る範囲でのみ分配することができる。

二 「安全の必要性」の算定については、LVRGに基づき、保険契約の長期の履行確保のため、評価準備金を決定する際にVAGの規定を留保した上で、算出される金額の半分以上が割り当てられ、保険契約者に支払われる(現VAG139条2項3文に組み合わされたVVG153条3項3文)

『安全の必要性』:予定利率保証付き保険契約における各保険契約の「安全の必要性」の総額であり、その保険契約に標準となる計算利率が、評価準備金の算定の時点で標準となるユーロ・利息スワップレート(Euro-Zinsswapsatz)(参照利率)を超えている状態である。保険契約の「安全の必要性」は、保険数理上の参照利率の考慮により評価された保険契約の金利負担であり、配当準備金を減らす。

三 利益移転契約の中で移転される利益は、「安全の必要性」を算定する際に考慮されない。

配当という新しい規定(VVG153条)の欠陥、—すなわち当時批判されていた固定金利の有価証券の組入れ—を修正する時期に来ていることが示された。なぜなら、これらの証券は基本的に保証された保険給付を確保するためのものであり、期間満了まで保有されるからである。したがって、剰余金配当に貢献することは意図されていない。BGH2018年6月27日判決(r+s 2018,430)は、VVG153条3項3文により評価準備金を算出する際の監督規制の留保に関する規定に対して、LVRGの適用は違憲ではないと判示した。vgl. Joachim Grote, NJW 2018,3021.

⁶ 生命保険契約者の安定的かつ公正な給付を確保するための法律(LVRG),(BGBl.I 2014,133)

⁷ BGH,Urt.v.20.1.2021 – IV ZR 318/19 (OLG Stuttgart), r+s 2021,345.

【事実の概要】

1987年、原告・保険契約者は、積立式の有配当生命保険契約を締結していたが、2014年11月1日に終了した。被告・保険会社は、評価準備金からの配当額(基本額)6,388ユーロを含む102,395.39ユーロの支払いで決算した。評価準備金の変動持分は表示されなかった⁸。2010年9月26日付の書簡では、保険会社は保険契約者への相場報告(VVG155条)の中で、11,310.04ユーロの評価準備金からの配当額を示していた。原告(保険契約関係を終了した保険契約者)の問合せにより、保険会社は、LVRGにより、保険契約を継続する保険契約者の負担となる評価準備金からの配当が制限されたので、「安全の必要性」を計算し、配当せずに留保したと原告に伝えた。連邦金融監督庁は、2015年7月29日付の通達で、保険会社の説明について監督法上異議はなく、検査では保険会社が誤った結論を出したという根拠はなかったと原告に通知した。保険オンブズマンは、2015年12月23日付の書簡で原告に対し、「安全の必要性」の有無を検査できない旨回答した。法的根拠に異議のあることを確定しなかった控訴裁判所判断に基づき、保険会社は、2014年事業年度における利益移転契約に基づき、持株会社に利益を移転した。原告は、旧VAG56a条2項3文(現VAG139条2項3文)による配当禁止に基づき、「持株会社への利益移転は旧VAG56a条2項3文の意味での株主への会計上の利益の配当と同視すべき」と主張して、被告保険会社のための「安全の必要性」を否定した。

シュトゥットガルト地方裁判所 2017年12月20日判決はこの請求を認め、シュトゥットガルト高等裁判所 2019年11月14日判決はこれを棄却した。

【シュトゥットガルト地方裁判所 2017年12月20日判決】⁹

シュトゥットガルト地方裁判所 2017年12月20日判決は、子会社である生命保険会社が利益移転契約に基づいて持株会社に利益を移転することについて、旧VAG56a条2項3文の配当禁止に違反するとの判決を下した。

生命保険会社は、同条項に従い評価準備金に対する、保険関係を終了する保険契約者の請求権を減少させるような「安全の必要性」を主張することはできない。そのため、2014年11月1日時点で、保険会社の「安全の必要性」を考慮せずに算出された評価準備金の半分を剰余金配当として支払う義務がある。

判決理由の概要は以下の通りである。

なお、本稿では、便宜上、①「会計上の利益は、2014年生命保険改正法(LVRG)に基づく「安全の必要性」に関する規律に従って、その基準を上回る範囲でのみ分配することができる。」(旧VAG56a条2項3文＝現VAG139条2項3文)の配当禁止規定

⁸ 評価準備金は、Verordnung über die Rechnungslegung von Versicherungsunternehmen 54条以下に関連するVVG153条3項1号により算出される。その額は帳簿価額と資本投資による時価との差から生じるものである。これらは、会計上、売却によって実現された場合にのみ利益として表示され、当期純利益を増加させることができる(商法典(HGB)252条1項4号後段)。

⁹ LG Stuttgart (16 O 157/17) BeckRS 2017, 148168.

が、利益移転契約の利益移転を含むか否か、および、②には①の保険監督法の規定に組み込まれている LVRG の観点から、利益移転契約の場合を除外していたか否かに分けて、記述する。

①配当禁止を定める旧 VAG56a 条 2 項 3 文の文言によれば、保険会社が利益を「直接」株主に渡す場合（一般的な株主配当）に限定されるものではない。むしろ、「配当」という用語は、一言上制限が加えられていないので—保険会社から資金が流出するすべてのケースを包含する広い意味で理解されるべきである。

同条項が「会計上の利益」を定めていることは、一般的な株主配当の禁止のみを意図していることを意味しない。なぜなら、株式会社法(AktG)291 条 1 項でいう「全ての利益」とは、利益移転契約が存在する場合に移転先企業に移転されるものであり、利益移転義務がなければ生じるであろう純利益を指すからである。立法上、利益移転契約が存在する場合には配当禁止から除外すると定めることは容易であつたにもかかわらず、なされなかったことから、これはそのような制限を意図したものではないと考えられる。したがって、旧 VAG56a 条 2 項 3 文は、利益移転契約に基づく利益移転を含め、あらゆる利益分配を対象としている。

②LVRG の立法者が、保険会社が持株会社と利益移転契約を締結している場合を配当禁止から除外することを意図していたことも明らかではない。LVRG の立法者の意図は、資本市場の金利が据え置かれた場合、保険契約を履行するために必要な会社からの資金の流出を防止することにある。これにより、保険契約関係を終了する保険契約者と保険会社の所有者が、保険契約関係を継続する保険契約者の履行を確保するために、共同で貢献することを保証するものである。そして、立法者は、保険契約者と保険会社の所有者との間に公平な均衡をもたらすことに関心があつたので、保険会社と持株会社の間に利益移転契約が存在する場合を法的規制(配当禁止)から除外するときには、保険契約関係を終了する保険契約者だけが「安全の必要性」を負担しなければならないから、立法目的上の公平性の考え方に反することになる。

【シュトゥットガルト高等裁判所 2019 年 11 月 14 日判決】¹⁰

シュトゥットガルト高等裁判所 2019 年 11 月 14 日は、LVRG 施行後、生命保険会社は、契約関係を終了する保険契約者の評価準備金を決定する際に、利益移転契約に基づき持株会社に利益を移転する義務があることを斟酌する(配当禁止の対象とはならない)判決を下した。

当裁判所は、本件の事実関係を評価する際、まず、VVG153 条 3 項に基づき、生命保険契約の終了時に保険契約者は原則として評価準備金の半分の配当を受けることを出発点とした。保険契約者の剰余金配当請求権は LVRG によって縮減される。立法者は、(当時)低金利局面が続いていたことから、株主配当や保険契約関係の終了した保険契約者への剰余金配当が、生命保険会社の長期の履行確保ができなくなるのでは

¹⁰ OLG Stuttgart, Entscheidung vom 14.11.2019 (7 U 12/18); VersR 2020,403; VersR, Pressemitteilung des OLG Stuttgart vom 14.11.2019; BeckRS 2019,38383, Veröffentlicht am 15. November 2019, Sibylle Bierhalter.

ないかという懸念を打ち消したかったのである。このため、旧 VAG56a 条 2 項 3 文は、既存の保険契約についても、保険契約関係の終了した保険契約者への剰余金配当は、「安全の必要性」を上回る範囲でのみ認められると規定した。また、会計上の利益が「安全の必要性」を上回る場合にのみ、株主配当できる。

①当裁判所によれば、株主への配当に適用される配当禁止規定(旧 VAG56a 条 2 項 3 文)は、生命保険会社とその持株会社との間の利益移転契約の場合には適用できないという。利益移転は株主への配当とは文言だけでなく構造的にも異なる。株主配当の場合、生命保険会社から配当された資金は確定的に取り崩されるのに対して、持株会社は、AktG302 条に従い、利益移転契約に基づいて損失を補償する義務を負う。これは、利益移転義務を考慮することが、不当な資金流出の回避という LVRG の目的に反しないために、異なる取り扱いを正当化するものである。

そして、利益移転が配当禁止規定違反だとしても、保険会社は、同じ事業年度に保険契約関係を終了する保険契約者に対して、「安全の必要性」の基準を満たさずに、評価準備金から剰余金配当を支払わなければならないということにはならないだろう。

②当裁判所は、2018 年にドイツ連邦議会財務委員会によって行われた LVRG の評価に関連して、持株会社への利益移転も禁止するような勧告はなされておらず、立法府が規定の修正や明確化の根拠を見出さなかったという事実によっても、このことが確認されたと見ている¹¹。

【BGH2021 年 1 月 20 日判決理由】

BGH2021 年 1 月 20 日判決は、被告保険会社が持株会社に利益移転したことは、「安全の必要性」に抵触しないとして、控訴裁判所の判断を是認している。

①持株会社への利益移転は、旧 VAG56a 条 2 項 3 文の意味における配当とは同視できない。利益移転契約に基づいて移転される利益は、概念的には会計上の利益ではない¹²。利益移転契約により、子会社は、その利益の全額を持株会社に移転することを義務付けられる(AktG291 条 1 項 1 文 Alt.2、同 301 条)。持株会社に移転される金額は、貸借対照表の負債の部に持株会社に対する負債として表示され、損益計算書の費用として記される(HGB277 条 3 項 2 文)。従って、子会社が持株会社に行った給付は、株式会社法上の配当禁止(AktG58 条 4 項 1 文)の違反には該当しない(AktG291 条 3 項)。

また、持株会社への利益移転は、株主への配当とは構造的に異なる。確かに、利益移転契約により、子会社の利益は持株会社に移転され、その結果、これらの資産を子会社はもはや利用できない。しかし、これは、持株会社の損失補償義務(AktG302 条)

¹¹ 裁判所は保険数理専門家の意見書を入手し、それに基づいて、「安全の必要性」の計算に誤りがある兆候はないという結論に達した。

¹² 旧 VAG56a 条 2 項 3 文の会計利益は、会計法上の専門的概念である。それは、当期純損益と、AktG158 条 1 項 1 文 Nr.1 から 4 による項目、および場合によっては、さらに追加的に表示される資本減少の項目の収支から計算される。会計上の利益からの株主配当は、その請求権が法律で排除されていない限り、配当の形をとる。

に相関するものである。これに対して、配当として株主に分配された資金は、会社の責任財産から完全に引き出される。しかし、結局のところ、旧 VAG56a 条 2 項 3 文により、利益移転が配当禁止規定違反だとしても、保険会社が同じ事業年度に保険契約関係を終了する保険契約者に対して、「安全の必要性」の基準を満たさずに、評価準備金から剰余金を支払わなければならないということにはならないだろう。

②LVRG の立法経緯は、旧 VAG56a 条 2 項 3 文による会計上の利益の配当禁止に利益移転契約を含めることを否定している。ドイツ連邦議会財務委員会の専門家ヒアリングでは、多くの参加者が、配当と利益移転契約の取扱いが異なることを指摘された¹³。これは、2018 年 6 月の生命保険改正法の評価に関するドイツ連邦議会財務委員会への連邦財務省の報告書で確認されている。この報告書によると、利益移転契約に基づいて当期純利益を移転しなければならない生命保険株式会社には、配当禁止規定は適用されない。

また、旧 VAG56a 条 2 項 3 文の理解は、法律の精神と目的によっても支持される。LVRG の目的は、生命保険の長期の履行確保という法的要請を、保険会社の会計と支払能力計算の中にかなり遅れて現れる長引く低金利環境のリスクに適応させることである。保険契約者への履行確保のために中長期的に必要なとされる資産は、特に株主への過剰な分配、保険会社の高い事業費、または大多数の保険関係を継続する保険契約者の犠牲でごく一部の保険契約関係を終了する保険契約者に有利な剰余金の経済的な不適切な算定による配当によって、短期的に流出する可能性がある。したがって、立法者の主な目的は、保険契約者・被保険者集団を保護するために、生命保険会社の資産から経済的に不当な資金の流出を防ぎ、保険契約者の保険契約上の請求の履行に資金が引き続き利用できるようにすることにあつた¹⁴。この目的は、利益移転契約を配当禁止規定の適用範囲に含めることを要しない。一般の株主は、配当金を支払った後、追加の出資や子会社の損失を補填する義務を負わないため (AktG54 条 1 項)、「安全の必要性」が存在する場合、株主配当は、立法者が望まない、生命保険会社から最終的に資金が流出することになる。これに対して、持株会社の利益移転請求権は、子会社に対して損失を補償する義務に強行的に対応する。損失補償義務は、会計の資産の損失から会社とその債権者を保護するために機能し、同時に保険契約者の請求が LVRG の意図通りに満たされることを保証する。

その上で、LVRG における旧 VAG56a 条と組み合わせられた VVG153 条 3 項 3 文の規定は、BGH2018 年 6 月 27 日判決により違憲ではない¹⁵。立法者の評価と設計の裁量に基づき、保険契約関係を終了する保険契約者と契約を継続する保険契約者の利益と株主の利益を考慮した全体的にバランスのとれた規制である¹⁶。会計上の利益の配当禁止は、保険契約関係を終了する保険契約者と保険会社の株主が、保険契約関係

¹³ vgl. Stenografisches Protokoll 18/15 der 15. Sitzung des Finanzausschusses des Deutschen Bundestages vom 30. Juni 2014, S. 26 li. Sp., S. 27 re. Sp., 31, 33f.

¹⁴ BT-Drucks.18/1772,S.1,19; BT-Plenarprotokoll 18/41 vom 24.06.2014,S.3566.

¹⁵ IV ZR 201/17, BGHZ 219, 129 Rn.12 ff. = r+s 2018, 430.

¹⁶ IV ZR 201/17, BGHZ 219, 129 Rn. 18.

を継続する保険契約者の履行を確保するために同じように貢献することを目的としている¹⁷。従って、「安全の必要性」により、株主への会計上の利益の配当を禁止するが、損失発生時に子会社を経済的に支援し、資金提供する持株会社への利益移転については禁止しないということは、憲法上異議がないものとする。損失補償義務は、生命保険会社を保護し、低金利環境下で保険契約者に保証された給付を確実に履行できるようにするものである。旧 VAG 56a 条 2 項 3 文と比較すると、さらに高いレベルの保護が与えられる¹⁸。

【判決に対する評価の状況】

高裁判決とそれを是認した BGH2021 年 1 月 20 日判決について、ほとんどの論者が、地裁判決を否定し、「会計上の利益は、LVRG に基づく『安全の必要性』に関する規律に従って、その基準を上回る範囲でのみ分配することができる」という配当禁止規定（旧 VAG56a 条 2 項 3 文。現 VAG139 条 2 項 3 文）が、①利益移転契約の利益移転を含まず、また②LVRG の法目的から、利益移転契約の場合を除外していたとすることを支持する¹⁹。

①に関して、Thomas Broichhausen/Frederik Winter は、AktG233 条 1 項 1 文は、VAG139 条 2 項 3 文とは異なる保護目的の考慮に基づいているとする²⁰。すなわち、「配当」という概念は、株主への配当の場合など、配当する者に一定の意思決定権限または行動意思があることを意味するのに対して、利益移転契約の場合、被支配会社は契約上（会社自身の責任による分配とは対照的に）利益を分配する義務を負うからであるという（義務的移転）。また、配当禁止規定に利益移転契約に基づく利益移転も服するという考えに対しては、会社法上の簡易減資における利益状況によるものなので、それ以外の局面では通用するものではないとして否定する。さらに、VAG 第 139 条第 2 項第 3 文は「会計上の利益(Bilanzgewinn)」という用語を用いているのに対して、AktG 第 233 条第 1 項第 1 文では、「利益(Gewinn)」であり、利益移転契約に基づいて移転されるのは会計上の利益ではない²¹。

¹⁷ BT-Drucks. 18/1772, S. 22; Referentenentwurf zum LVRG vom 26. Mai 2014, S. 22 f.

¹⁸ 親会社が追加的な自己資本により需要者として資本市場において機能するため、企業グループの資金調達力は強化される。被保険者集団は、利益移転契約の期間中、この恩恵を受けている。さらに、被保険者集団を保護するために、利益移転契約の解約および終了には監督当局の承認が必要であるというのが、BaFin の一貫した慣例であった。2019 年 7 月 16 日より、VAG12 条 1 項 1 文により、法的規制による利益移転契約の監督管理も強化された。

¹⁹ 高裁判決についての評釈として、Holger Grams FD-VersR 2020, 427585; Thomas Broichhausen und Frederik Winter, VersR 2020, 403-410. BGH 判決についての評釈として、Einiko Franz, BB 2021, 433; Armbrüster, EWIR2022, 357; Jan Schröder und Anne Fischer, VersR 2021, 496-498.

²⁰ Thomas Broichhausen und Frederik Winter, a.a.O., 403-410.

²¹ 原則として、会計上の利益は、AktG 第 158 条第 1 項で株式会社について規定されているように、年間の純損益にその他の項目を加減したものから計算される。商法上の規定によれば、当期純利益は、商法上の損益勘定のスキーム（HGB 第 275 条参照）に従って計算され、これに

そのほか、②の観点について、評釈の中には、持株会社は、損失補償の対象会社に対する義務を背景に、2020 年当時の経済状況下では損失補償義務の発生可能性が高いにもかかわらず、利益移転契約を締結するべきか、という問題を指摘するものがある²²。すなわち、当時、低金利であえいでいた生命保険業界において、利益移転契約は、持株会社の経営の観点からは、疑問視されるかもしれないが、生命保険会社の緊迫した経済状況を鑑みれば、損失補償義務は確かに法政策の観点から歓迎されるものとする。また、保険契約者の観点からも、利益移転契約に伴う無制限の損失補償義務により、「安全の必要性」の達成に比べてさらに高いレベルの保護が可能になるとする。

また、BGH2021 年 1 月 20 日判決の課題として、生命保険会社による利益移転が配当禁止違反であるとしても、個々の保険契約者の評価準備金からの配当にどのような影響が及ぶかについて、BGH は言及を避けざるを得なかったのではないかと指摘するものがある²³。裁判では、利益移転契約に基づく利益移転が、VAG139 条 2 項 3 文の意味における会計の利益の分配を構成するか、あるいはこれと同視されるべきかという問題を中心に扱われたので、VAG139 条 2 項 3 文に基づく配当禁止違反により、原告が、評価準備金からのより高い配当を要求することができたかどうかというその後の問題は、もはや生じなかったとされる。

そして、生命保険会社による利益移転が配当禁止違反であるとした場合に、個々の保険契約者の評価準備金からの配当にどのような影響が及ぶかという問題は、すなわち、生命保険会社が「安全の必要性」を主張できるかどうかという問題につながる。この残された課題に関して、Jan Schröder/Anne Fischer は、地裁判決を評して、「法律で規定されていない保険会社からの資金の分配が保険契約者・被保険者集団の不利益につながり、保険契約関係の終了する個々の保険契約者に高い剰余金配当がなされ、保険会社からさらに多くの資金が引き出されることになるならば、それは LVRG の立法意図に適うものではない」との判断に概ね同意するものの、配当禁止に違反する可能性がある場合に、保険会社が保険契約関係を終了する保険契約者から「安全の必要性」を留保できるかどうかという問題設定そのものが誤っているという。なぜなら、立法者が意図した保険契約者・被保険者集団の保護は、基本的に保険会社や保険契約関係を終了する個々の保険契約者が自由にできるものではないからである。生命保険会社と個々の保険契約者との間で、配当禁止違反が発生した場合の解決策を保険契約レベルで求めるべきではなく、むしろ、保険監督庁²⁴を通じて対処する方が賢明であるとする²⁵。

よれば、特定の会計項目は、あらかじめ費用としてすでに控除されているため、会計の利益に直接影響しないか、または会計の利益を構成しない。

²² Thomas Broichhausen und Frederik Winter,a.a.O.,403-410.

²³ Jan Schröder und Anne Fischer,a.a.O.,S.498.

²⁴ VAG294 条 2 項に組み合わされた VAG208 条 1 項 2 文では、破産債権の順位の規定。

²⁵ Jan Schröder/Anne Fischer,a.a.O.,S.498.

3. 2014 年生命保険改正法(LVRG)について

3.1.被保険者団体の見解について²⁶

BGH2021 年 1 月 20 日判決のような LVRG の適法性を前提とした判決が下されることに対して抗ってきたのが、被保険者団体(Bund der Versicherten)²⁷である。同団体は、そもそも、LVRG が剰余金配当を縮減させている元凶であるとして、その違法性を主張してきた。確かに、既に BGH2018 年 6 月 27 日判決において LVRG 自体の合憲性は認められている。しかし、同団体は、LVRG の依拠する基盤に疑問を呈している。

最近では、ビクトリア生命保険株式会社(Victoria Lebensversicherung AG)に対して、同団体は、積立式生命保険および年金保険における 10 億ユーロもの剰余金が削減されることを無効とするように 2016 年から闘ってきた。デュッセルドルフ地方裁判所は、2022 年 3 月 1 日の判決²⁸で同団体の 2 度目の訴えも却下して再審査を認めず、さらに 5 月の審理に対する訴えも却下したため、同団体は、連邦憲法裁判所に憲法上の訴えを起こした。

争点は、財務状況が脆弱であるために保険会社が申し立てた「安全の必要性」により、被保険者・保険契約者に剰余金を不当に渡さないことである。

確かに、BGH2021 年 1 月 20 日判決でも明らかのように、剰余金が縮減されることは、LVRG の下では可能であり、許容されるとしながらも、同団体の見解では、「保険会社は保険契約者に対する給付について、実際に説明することなく削減することができてしまうが、これは容認できない」として、保険会社は財務上の脆弱性について十分かつ検証可能な証拠を提出しなければならず、そのために主として提示・証明するように義務づけられるべきであるという。

同団体は、保険契約関係の終了時に支払われた評価準備金が低すぎることで、専門家の意見によってより高い金額を請求できることについて、裁判所によって課された提示・立証責任を果たそうとした。もっとも、被保険者団体が要求したものと対応するのかが明らかではないが²⁹、剰余金配当額の計算については、BGH2021 年 1 月 20 日判決においても、現行法の枠組みでは、異議はないものとされている。

被保険者団体は、評価準備金を含む剰余金配当に関する規定の見直しの不作為による財産権の侵害と考えた。消費者保護協会(Verbraucherschutzverein)³⁰は、連邦憲法裁判所に訴えることで、立法者が全ての保険契約者のためになるように LVRG を

²⁶ BdV Pressemitteilung 27.06.2022, BdV legt Verfassungsbeschwerde gegen Urteil zum Sicherungsbedarf der Victoria ein. Stephen Rehmke.

²⁷ <https://www.bundderversicherten.de>

²⁸ Az.9 S 46/16

²⁹ 保険料(あるいは剰余金)の算出の根拠を示すべきではないのかといった営業の秘密の限界問題についても、課題として取り上げられているが、裁判例からは、公開して審理される状況にはない。BGH, Urteil vom 14.Oktober 2020 – IV ZB 4/20, 私疾病保険と営業の秘密について

³⁰ <https://www.verbraucherschutzverein.eu>

改正及び調整することを期待した。なぜなら、LVRG の適用される評価準備金の削減は、基本権によって保護されている全ての保険契約者の財産権に対する侵害であり、容認することはできないからであるという。被保険者団体は、「LVRG は保険契約者に剰余金と評価準備金からの適切な配当をしていないので、合憲ではない。憲法に基づくこの主張をもう一度強調し、LVRG を改正する時期に来ている」という。

その後、連邦憲法裁判所は、被保険者団体の憲法上の訴えを受理しない旨の決定をした。これによって LVRG の立法上の改正や調整への道は閉ざされた。これは LVRG が最終的に法的に「安全」であることを意味し、もはや法的に異議を申し立てることはできない。この決定について、同団体によれば、被保険者は剰余金と評価準備金から適切に配当を受けていないにもかかわらず、LVRG が合憲とみなされることを意味するという。したがって、被保険者団体によれば、保険契約者が積立式生命保険や年金保険の剰余金や評価準備金からどの程度適切に配当を受けるかは、生命保険会社の裁量に委ねられており、ほとんど闇の中であるという。

3.2. LVRG 見直しに対する若干の考察

私見では、LVRG の適法性と当時の経済状況とを前提とした場合、BGH2021 年 1 月 20 日判決のような判断が下されるのは、一般的に理解できなくもない。しかし、LVRG 制定時の根拠となった、長期の低金利の状況は解消されてきているので、「安全の必要性」が、現在においても必要な規制であるのかを検証してもよい時期にあると思われる。

そもそも、LVRG は、保険者の財務上の「安全の必要性」という内部留保についての指標を定めて、剰余金配当を制限するといった保険者の財務上の基盤を高める立法である。その背景には、長引く低金利の状況があった³¹。生命保険者に対する法的な規律は、長く続く低金利の環境のリスクには十分には対応していなかった。

しかし、その一方で、LVRG 制定当時から、利息追加準備金の取崩しに関する規定の欠如も指摘されており、必要以上に保険契約者の資金が過剰に内部留保されることにつながるとの指摘もあった³²。実際、保険会社にとっても、当時の低金利の状況において、積み立てが 20 億ユーロ以上も積み立てられている利息追加準備金をこれ以上維持し、資金を積み増していくことは負担になっている。そもそも長期の生命保険契約の履行を確保するために、あらゆるリスクを想定して保険料の算定に織り込まれていた安全割増の還元でさえも、当時の低金利の状況では予定利率が参照利率を上回ることはあり得ず、いかなる経営の効率化によっても、保険契約者への剰余金配当

³¹ LVRG の立法理由書：長く続く低金利の環境は、保険契約者・被保険者に約定の利息保証をするという民間の生命保険会社の能力を中長期的に脅かす。

³² 参考、拙稿、ドイツ法における「生命保険の被保険者のための安定的かつ公平な給付保障についての法律」(2014 年生命保険改正法)の概要と課題 —財務上の安全のための必要について(神奈川法学 50 巻 1 号(2017)pp1-25)、「ドイツ法における生命保険契約の「適切な剰余金配当」とはいかなるものであるのか」(生保論集 204 号(2018)pp35-73)。

は制限される。現在では、剰余金配当の縮減が、有配当生命保険の金融商品としての魅力を下げているといわれる。保険会社も、剰余金配当を増やしたい意向のようである³³。

確かに保険監督法および保険会社は、保険契約の長期の履行可能性を確保することが第一義的な課題であるが、保険契約関係を終了する保険契約者が、満期まで契約を継続する保険契約者を脅かす悪者であるとして、保険契約者間を分断し、異なる取り扱いをするのは、本当に正しい在り方なのであろうか。保険契約関係を終了する保険契約者や途中解約する保険契約者も、保険契約法・保険監督法で認められた算定方法により算出された剰余金配当を受ける権利を有しているはずである。解約権行使が、たまたま低金利のもとにおける確定利息付有価証券の含み益を高く評価することになってしまったに過ぎないともいえる。解約者による利益のつまみ食いとの指摘もあるが、養老保険については、保障的要素のみならず、貯蓄的要素プラスアルファの要素も兼ね備えており、解約によりある種の投資収益を得ることを否定すべきではない³⁴。

また、現在のように低い予定利率の時期に加入する保険契約者と過去の高い予定利率の時期に加入した保険契約者との公平性はどのように考えるのであろうか（契約条件の変更に関する法改正とそれによる保険契約者の地位の不安定化）。加入した時期の経済状況によるのであるから、特段の配慮は必要ないというのであれば、どの時期に保険に加入するのか、どの時期に保険関係を解約するのか、あるいはどの時期に満期を迎えるのかについても、法は中立であるべきであって、法改正による契約途中での契約条件の変更は、平仄を欠くのではないか。実際には、加入時期の経済状況によって予定される運用成績は異なることから、高い予定利率を達せられないものについては、低い予定利率の保険契約の負担で調整していくことになる³⁵。もっとも、これは、保険契約者・被保険者集団間の内部補助を認めないわが国の「公正かつ衡平な分配をするための基準」に反しているようにも思われる。従って、過去の高い予定利率の保険契約の履行可能性を確保するために、新規の低い予定利率の時期に加入する保険契約者が必要以上の負担をしている状況にも配慮が必要であらう³⁶。

さらに、保険契約関係を終了する保険契約者が、株主と同列に扱われ、内部留保を高めるために協働させられることについても疑問である³⁷。

4. 結びにかえて

³³ Hans-Peter Schwintowski 教授による 2024 年 3 月の見解。

³⁴ 参考、拙稿、前掲論文。

³⁵ 日本でもバブル期時代の契約につき、逆ザヤとして赤字計上され、生命保険会社8社が経営破綻した。その他の生命保険会社も相当期間、解消まで時間を要した。解消は、危険差益と事業費差益の一部にて対応したといわれている。

³⁶ 参考、拙稿、前掲論文。

³⁷ 参考、拙稿、前掲論文。

日本では、有配当保険において、より多くの剰余金配当を請求する動きはみられないが、ドイツでは、被保険者・保険契約者の団体が、長年にわたって、有配当生命保険契約においてより多くの剰余金配当を請求してきた。その中で、生命保険会社が株式会社形態であるときには、持株会社への利益移転は、会計上の利益に対して、保険契約者の剰余金配当請求権と対立するような利益相反関係が生じうる。ドイツでは、持株会社が子会社である生命保険会社との間で利益移転契約を締結して利益を移転することが、保険監督法上の配当禁止規定に違反して、保険契約者の剰余金配当を縮減させているとして、訴訟が提起された。

本稿では、BGH2021 年 1 月 20 日判決とそれに関連した被保険者団体の議論を整理した。本判決では、持株会社による利益移転契約に基づく利益移転は、損失補償義務もあるとして、配当禁止違反には当たらないとされるが、保険会社の財務の安全性を確保するための剰余金配当規制という LVRG の法政策の影響もある。そうであれば、LVRG 制定時の根拠となった、長期の低金利といった状況は解消されてきているので、「安全の必要性」が、現在においても必要な規制であるのかを検証してもよい時期にあると思われる。また、持株会社への利益移転と相關する損失補償義務については、保険料には安全割増が織り込まれて算定されていることや LVRG による「安全の必要性」といった配当規制などといった幾重もの保険会社の財務上の安定策に加えたものであり、過剰ではなかろうかといった疑問もある。剰余金配当の低い有配当生命保険の金融商品の中での競争力低下も懸念されるところである。

被保険者団体は、関連する訴訟活動において、保険会社が財務上の脆弱性について十分かつ検証可能な証拠を提出すべしとの主張をしている。それについて私見は、財務状況が脆弱であるはずの保険会社に利益が生じ、剰余金配当を事実上縮減させて、その利益を持株会社に移転するということには素朴に疑問であることから、一理あると考える。剰余金は、保険会社の裁量による会計上の利益の評価と判断に基づき、法律、アクチュアリーさらには財務上の問題が相互に密接に関連し合うプロセスを経て配当されることから³⁸、一定の追跡可能性は必要と思われる。もちろん、その具体的な手法は課題である。

もっとも、剰余金配当は、企業の配当政策や監督庁の指導のみならず、金利の状況にも左右されるといった権利の性質としては安定的とはいえないものである。また、日本においては、現状、利差益がますます大きくなってきている一方で、若年層がますます減少して、高齢者がますます増加するという人口動態により、危険差益が徐々に減少してきていることから、保険会社は経営安定のために利差益で危険差益の減少分を吸収することが考えられる³⁹。それゆえにこそ、保険契約者側は、保険会社が剰余金

³⁸ 一般の株主への配当は、会社資産の流出を防ぐという観点から規制されるが、保険契約者への剰余金配当との優劣は明らかにはされていない。

³⁹ 参考、三浦知宏、「保険監督行政の現状と課題」保険学雑誌 664 号(2024)6 頁。もちろん、危険差益は、100 歳まで危険発生を前提にして死亡率を計算していることから、予定死差益を

配当をどのような考慮要素のもとに算出したのかについて、説明を求め、合理的な権利を主張し続けていく必要があるといえよう。

* 本稿は、公益財団法人かんぽ財団令和 5 年度の助成による成果の一部である。

超過することはないが、利差益の逆ザヤ解消のところで起こったように、利差益の一部で契約寄与させられる可能性がある。